

平成23年7月7日
監査委員決定

平成22年度健全化判断比率等審査実施計画

1 実施方針

平成23年監査基本計画を踏まえ、平成22年度健全化判断比率等についての審査を以下の方針により実施する。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

2 審査期間

平成23年7月11日（月）から同年9月5日（月）まで

3 実施対象

| 比率名 | 会計名 | 局名 |
|---------|--------------|--------|
| 健全化判断比率 | — | 財務局 |
| 資金不足比率 | 病院会計 | 病院経営本部 |
| | 中央卸売市場会計 | 中央卸売市場 |
| | と場会計 | |
| | 都市再開発事業会計 | 都市整備局 |
| | 多摩ニュータウン事業会計 | |
| | 臨海地域開発事業会計 | |
| | 港湾事業会計 | 港湾局 |
| | 交通事業会計 | 交通局 |
| | 高速電車事業会計 | |
| | 電気事業会計 | |
| | 水道事業会計 | 水道局 |
| | 工業用水道事業会計 | |
| | 下水道事業会計 | 下水道局 |

4 審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、健全化判断比率等審査の決定後速やかに行う。